

社会福祉法人 大慈厚生事業会

介護予防支援事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人大慈厚生事業会（以下法人という）が開設する指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員等が要支援状態にある利用者に対し、その心身の状況や置かれている環境等に応じて本人や家族の意向等を基に、住み慣れた地域で安心して生活を継続し、できる限り自立した生活が送れるよう、介護予防ケア計画を作成すると共に、サービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者・ボランティア等インフォーマルサービスとの連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 当事業所は、利用者が要支援状態になった場合においても、可能な限り在宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努める
- 2 利用者の心身の状況・その置かれている環境等に応じて、セルフケア能力、家族・近隣の協力を最大限に活用した上で、介護予防サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類または特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
 - 4 事業の運営にあたっては、神戸市・区あんしんすこやか係・地域包括支援センター・民生委員・ボランティア・介護予防サービス事業所等との連携に努める。
 - 5 上記の他「指定予防介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 西神南あんしんすこやかセンター
- (2) 所在地 兵庫県神戸市西区井吹台東町1丁目1番地
西神南センタービル1階

(職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 : 1名

ア 管理者は事業所の介護支援専門員その他従事者の管理及び介護予防支援の利用申込みにかかる調整・業務の実施状況の把握その他管理を、一元的に行うこと。

イ 管理者は事業所の介護支援専門員その他従事者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。

(2) 介護予防ケア計画作成担当者 : 4名以上 (内1名は管理者兼務)

ア 計画作成担当者は、要支援者等からの相談に応じ、要支援者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて本人や家族の意向等を基に、住み慣れた地域で安心して生活を継続し、できる限り自立した生活が送れるよう、介護予防ケア計画を作成すると共に、サービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者・ボランティア等インフォーマルサービスとの連絡調整その他の便宜の提供を行う。

イ 介護予防ケア計画担当者は、地域包括支援センターの職員及び居宅介護支援事業所の介護支援専門員との兼務ができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は法人の就業規定に準じて定めるものとする。

(1) 営業日は通常月曜日から土曜日までとする。ただし国民の祝日、12月30日～1月3日までを除く。

(2) 営業時間は午前9時から午後5時までとする。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 介護予防支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 : 当事業所の相談室

(2) 使用する課題分析票の種類 : 神戸市介護予防ケアマネジメントマニュアル

(3) サービス担当者会議の開催場所 : 当事業所の会議室・利用者様宅・病院
各居宅サービス事業所

(4) 計画作成担当者の居宅訪問頻度 : 最低3ヶ月1回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握・計画作成後におけるサービス実施状況の把握及び連絡調整当の必要に応じ、随時訪問する。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 通常の事業の実施範囲は、井吹台東町・西町・北町、櫛谷町・伊川谷町
井吹とする。

(利用料等)

第8条 利用料は介護報酬の告示上の額とする。(利用者負担はなし)

(その他運営に関する留意事項)

第9条 本事業の社会的使命を十分に認識し、常に職員の質的向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
- 3 職員であったものに、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなったあとにおいてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 職員は所内・所外において積極的に職務に対する向上心をもち、研修参加や研究に努力する。
- 5 この規程に定める事項の他、本事業の運営に関する重要事項は法人が別に定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

この規程は、平成21年8月1日から施行する。

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年9月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。